

次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）について

大阪府から、次期大阪府国民健康保険運営方針の素案が示されました。

保険料の激変緩和措置について大きな変更が行われているほか、保健事業に関する記述の追加等がされています。

現在、市町村への法定意見聴取が行われており、本市も意見を提出する予定です。

資料 3-3 の素案、及び下記 2 の本市の意見につきまして、協議会としての御意見をお願いいたします。

1. 主な変更点

資料 3-2 の素案の概要で、下線が引かれている部分が、主な変更点となっています。

(1) 「激変緩和措置の対象を全市町村に全面拡大しその財源を活用」

激変緩和措置は、平成 28 年度の 1 人当たり保険料額と当該年度の 1 人当たり保険料額とを比べ、保険料の上昇が一定割合を超えた保険者に対して行われてきましたが、想定外の保険料の上昇により、激変緩和措置の対象となる保険者が増えたため、全ての激変緩和措置財源を全体抑制に投入する（激変緩和の全面拡大）ことにより、標準保険料率を引下げ、激変緩和期間後における被保険者負担の急激な変化を抑制することとされました。なお、現行方式から全面拡大案への移行により、抑制効果が減少することが見込まれる保険者には、経過措置として府 2 号繰入金を交付し、保険料抑制を行うことが検討されています。

(2) 「健康づくり、生活習慣病重症化予防等の保健事業、並びに適正受診・適正服薬等を推進」

保健事業の取組の充実・強化する記述が追加されました。

(3) 「施策推進にあたっての府と市町村の役割を明確化」

予防・健康づくり等の推進にあたっては、市町村は被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、府は市町村に対し必要な助言・支援を行うという役割分担が新たな項目として追加されました。

(4) 「高齢者の保健事業と介護予防の取組と連携」

市町村における国民健康保険の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業、介護保険の地域支援事業との一体的な実施を推進する記述が追加されました。

(5) 「運営に関し、コロナ禍で重大な影響が生じていると認められる場合は、運営方針の趣旨に沿った対応措置を設ける」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響への対応に関する記述が追加されました。

2. 本市の意見について

9月23日（水）から10月7日（水）まで、市町村への法定意見聴取が行われており、本市では、以下の意見を提出する予定です。

(1)本市は、大阪府国民健康保険運営方針に記載されている保険料率等の府内統一基準の設定について、多子世帯減免を共通基準に設定すること並びに6年間の激変緩和期間中は市の裁量に委ねることを前提に、大阪府国民健康保険運営方針に賛同しています。つきましては、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置の創設については、引き続き国に強く働きかけるとともに、軽減措置が設定されなかった場合には、府独自の多子世帯減免を必ず規定することを求めます。

(2) 制度や納付金算定方法の見直し等については、被保険者の生活に直結する問題であることから、結論ありきではなく、市町村が議会や運営協議会等に説明し、理解を得る十分な期間を設け、府内すべての市町村の意見を丁寧に聴取し決定すること。また、激変緩和期間については6年間に拘らず、被保険者への影響を十分に分析・検証したうえで延長も含め柔軟に対応することを求めます。